

士林派の歴史的位置

—16世紀の朝鮮朱子学者 李栗谷の社会改革構想検討の前提—

辺 英 浩

目次

- I, はじめに
- II, 十五～十六世紀の国家収取体系の変容
 - 一, 地租
 - 二, 貢納・進上
 - 三, 軍役
- III, 士林派と勲旧派
 - 一, 研究史
 - 二, 私と公
 - 三, 国家収取体系変容の契機
- IV, 結びに代えて

I, はじめに

周知のごとく、中国の朱子（1130～1201年）が完成した朱子学は、十三世紀後半に朝鮮に受容されて以来、十六世紀に至り、朝鮮朱子学の完成者と目される李退溪（1501～1570年）と李栗谷（1536～1584年）を初め、多くの朱子学者を輩出するに至った。私はこの間、中国と朝鮮における朱子学の内容の相違、朝鮮への受容時における朝鮮化を解明するべく、主に李栗谷の郷村、地域編成論及び地域と統一権力とを媒介する権力論とについて、朱子との比較を中心とした論文を発表してきた。⁽¹⁾

李栗谷は郷村において、構成員を上の人（＝両班、地主）と下人（＝自作と小作上層にほぼ該当する良人と小作下層にほぼ該当していたと推測される賤人とに差別的に区別しながらも、郷村構成員全体の家族主義的一体感を強調

しつつ、地主的恣意を抑制せんとしていた。またこのような郷村編成論に対応し、権力論においてもやはり個別地主（の地域的集団）の恣意を抑制しつつ、公的規律の強化＝集権化を希求し、現状に対して激しい批判を加えていた。だが前稿では、彼の志向する権力、政治の在り方を理念的に述べるに止め、社会改革構想の具体的検討は今後の課題として残さざるを得なかった。

李栗谷の政治批判、社会批判は極めて著名であり、すでに多くの研究者が断片的な形で引用、検討してきた。だが、およそいかなる思想家の社会、政治改革構想が検討される場合でも、その構造的把握が目指される場合、背景にある社会の歴史的性格と全構造的な把握が前提とされねばならないが、李栗谷研究においては今に至るまでこの点が不十分なままに置かれてきた。⁽²⁾とはいえ本稿でも、彼の社会改革構想を全面的に検討する準備はなく、そのための予備作業を行っておきたい。

李栗谷の生きた十六世紀は朝鮮社会の転換模索期であった。十四世紀末に成立した李朝は十五世紀中期までにかけてその支配体制を整備し、この時期は世宗等の名君も輩出し、李朝支配の最も安定した時代でもあった。この時期に、土地に課税され米で支払う地租、国家や王室が必要とする物品を現物で徴収する貢納と進上、労働力自体を徴収する軍役や徭役・その他の雑役などの国家の収取体制も整備される。だが、それらはやがて大きな変容を来し、改革が不可避のものとなる。十七世紀の一世紀にかけて基本的に貢納と徭役とを地稅化する大同法が成立し、十八世紀（1750年）には軍役を負った者が支払っていた綿布の一部を土地稅化する均役法が成立した。十六世紀は李朝初期の国家収取体

制が変容し、士林派と呼ばれる政治勢力により種々の改革案が様々な形態にて提起されていた時代であった。李朝建国後、地方の中小地主たちは朱子学に基づく自己陶冶と講学活動を通じて、実力を養成し、十五世紀後半より中央政界へ進出し始め、やがて十六世紀後期には政権を掌握するに至った。この系譜に連なる人々は士林派とよばれていたが、他ならぬ李栗谷はその代表的な人物であり、士林派の代表は、程度の差はあれ、公的紀綱の強化を志向していたのである。ここでは、李朝初期以来の国家収取体系の変容とその変容をもたらした政治勢力、及び改革を志向する勢力について、従来の研究成果を批判的に摂取することによって李栗谷研究の前提としたい。

II、十五～十六世紀の国家収取体系の変容

一、地租

李朝の土地制度と地租収取制度はまず高麗末期の科田法（1391年）においてその大枠が決定された。高麗と李朝の両王朝の土地は共に私田と公田とに大別されていた。高麗の後期以降及び李朝においては、私田では田主が、公田では国家が田租を取得したが、その内容は科田法制定時に変化を被った。高麗の中期以降各種の方法により私田が拡大し、その結果公田及び国役負担者である良民が減少し国家財政は破綻した。そこで科田法では国家財政再建のため、文武官を官職により18科に分け、科に応じて150結から10～5結の科田を給付し、さらに特定の功臣たちに功臣田を、またそれ以外にも幾らかの私田が給付されたが、その内容はそれ以前に比して大きく制限されたものであった。高麗前期の公田租は全収穫高の25%であったが、科田法では公私田共10%とされ、しかも高麗後期において中央権力の及びにくい京畿道以外の遠方において各種の私田が拡大したことに鑑み、科田は首都の位置する京畿道内に限定された。⁽³⁾

こうして高麗的な地租収取体制は大幅に変化した。1444年（世宗26年）の田制改革によって李朝的な地租収取制度が確立する。この時に

定められた地租制度は国家が想定する収穫高の5%を地租として収取し、毎年豊凶の程度によって9等級に区分するもので、それぞれ一結当たりの地租収取額は上上年-20斗・上中年-18斗・上下年-16斗・中上年-14斗・中中年-12斗・中下年-10斗・下上年-8斗・中下年-6斗・下下年-4斗と決定された。この年毎の豊凶の決定は毎年秋の収穫時に各道に中央より敬差官が派遣され、当初は郡県単位で、後には面単位で決定された。しかしこのような年毎の豊凶を考慮した年分法は早くも十五世紀後半の成宗代より変質し始める。すなわちたとえ豊年であっても上上年より上下年までの年分が適用されず、中上年以下の年分が適用されることが一般的になってくる。そして十六世紀末になると全羅道・慶尚道以外の諸道では年の豊凶に拘わりなく下下年の年分（4斗）が適用され、全羅道・慶尚道でも下上年-8斗・中下年-6斗・下下年-4斗の三等級のみが適用されるようになる。当初は収穫高の5%という定率的な性格を持っていた地租は、こうして漸次的に低額に固定化されていった。⁽⁴⁾ この現象の意味することやこれをもたらした政治勢力について考える前に、地租以上に大きな負担であったその他の国家収取を見ておこう。

二、貢納・進上

李朝の国家財政の大宗は、正確な数量は史料制約により知り得ないが、全国からの現物徴収部分が占めていた。これは、中国の古代王朝である唐の税制である租・庸・調の中での調に該当し、李朝前期のそれは基本的には高麗以来の制度をそのまま継承したものといわれている。李朝は国家の各官庁に必要な物品を貢納品として、また王室の私的な必要品目を進上として徴収したのである。なお、中国では進上に当たるものはないが、これは李朝の方が中国の諸王朝に比して、王室の私的側面が強く、それが国家財政に端的に表現されていたということであろう。⁽⁵⁾

国家としては徴収の技術的観点よりして、すなわち収取品目の設定とその数量の算定や負担の均等性実現などのために、できうるならば主

要な穀物や貨幣で一括徴収し、それを使って必要な物品を市場を通じて購入するにこしたことはない。中国での明代中期に成立するあらゆる税収品目を銀で一括納入させる一条鞭法や朝鮮の十七世紀に成立する貢納品と徭役を主に米、綿布で一括納入させる大同法がそれである。(なお、進上は大同法成立後も現物徴収され続けた。)だがそのような国家的収取方法を実現するためには一定程度での社会的分業と市場の展開が前提条件として必要であるが、李朝前期では農業生産の低位性により、未だそのための条件は成立していなかったのである。ここでは進上以上に大きな比重を占め、より大きな社会問題であった貢納について見ておきたい。

貢納品は実に多種、多様な品目が徴収され、課税単位は中央から直接長官が派遣される再末端行政単位である郡県に置かれ、その課税基準としては当該郡県の耕地面積と戸口数が参考とされた。この貢納品の徴収のためにその台帳となる貢案が作成されたが、その内容、数量は多様化、増加の傾向にあった。この貢案は改正されないまま長期間放置される場合もあったが、その際も増加していく国家予算を補うために、臨時的増税を課したり(加定)、次年度分を予め徴収したり(引納)、等の実質上の増税が実施された。この貢納の増加傾向は李朝初期よりあったが、十五世紀後半の成宗代(1469~1494年)にかなり増加し、次の暴逆の君主として悪名高い燕山君(1494~1505年)の時代には一年毎に顕著な増加を示し、以後もかなりの増加傾向にあったという。⁽⁶⁾ 地租の低額固定化傾向が表面化してくる十五世紀後半に、貢納は逆に大きく増加してくるのである。しかもこの成宗代には合法的な方法による貢納の増加のみならず、防納と呼ばれる不正、不法な収奪も発生しており、この防納は以後巨大な社会問題となっていく。

当時地方官が徴収した貢納品は直接、割当てられた複数の中央官庁に直接納入されていたが、中央の各官庁の実務担当者である胥吏は、持込まれた貢納品に種々の口実を付け不合格とし、私主人と呼ばれる商人を通じて必要物資を購入した後、各地方に原価の数倍~十数倍もの代金を請求したが、結局これは各郡県の農民の

負担に転化されたのである。そして中央各司の胥吏及び私主人は不法行為として防納が摘発されるのを免れるために、中央政界の有力者との癒着を深めていった。この防納への関与は、成宗代には中央の有力官僚のみに限られていたが、燕山君の時代以後は国王の血縁者である宗室までが関与するようになっていった。⁽⁷⁾

ただし貢納品を本来の負担者に代って納入するという現象は成宗代以前にも見られた。各地方に割当てられた貢納品がその地域で枯渇するであるとか、負担者である農民が流亡化してしまう等した場合、貢案がただちに適切に改定されない限り、その地域に産出しない貢物を課税したことになる。このような事態は李朝建国以来しばしば見られ、現物徴収という貢納制に不可避的な現象であったといえよう。国家はその際に本来の負担者と代納者の双方の希望に従い、しばしばこの代納を公認していた。それ故この代納制は合法的であり、成宗代以降の不法な防納とは区別される。もちろん李朝初期にも不法な代納行為が無かったわけではない。合法的な代納の周辺に不法な代納行為があったし、李朝初期にも一時的に代納自体が禁止された時期があったが、李朝初期は国家紀綱が比較的強固であったため、不法な代納は成宗代以降に比してかなり軽微なものでしかなかったのである。⁽⁸⁾ 以上のごとく十五世紀後半に地租は低額固定化傾向を見せ始めるのに対し、国家財政の中で地租以上に大きな比重を占めていた貢納は増加の一途を辿り、その上正規の貢納以外に防納という不正な中間収奪が急速に膨張してくるのである。十五世紀後半、特に成宗代以降に国家収取体系に大きな変化が起こり始めていることは明白である。

三、軍役

さらにこの時期には良人身分にとってもうひとつの大きな負担であった軍役にも大きな変化が表れている。⁽⁹⁾ 李朝前期の軍制は、李朝と同じ歴史段階であり⁽¹⁰⁾、且つ集権的官僚制度を採る宋代以降の中国が基本的に職業軍人を雇用した傭兵制度であったのに対し、賤人と両班を除いた16才以上60才未満の良人男子が負ってい

た。宋代以降の中国では、賤人はほとんど消滅し、士大夫以外はほぼ良人となり、軍制と身分の関係は希薄であった。それに対し李朝では、ほぼ小作上層から自作層に該当する良人が軍役を負担し、良人はさらに正軍戸と奉足戸とに大別されていたのである。より詳細に言えば1465年（世祖10年）の保法の成立以前、以後に区分される。保法成立以前においては軍役は自然戸を単位としていた。中央、及び地方の要衝に比較的富裕な農民戸より軍人一人が輪番制で出役したが、この正軍を出す正軍戸は軍役に要する費用を自弁せねばならなかった。そのため正軍戸はその他の出役義務を負わない一〜三戸の奉足と呼ばれる農民戸より綿布を徴収し、自らの出役費用に充当し、国家もこれを公認していた。これが李朝初期における奉足制度である。

ところが軍隊の増強を推進した世祖（1455〜68年）の即位後、事態は急転する。李朝初期の奉足制度の下では、一戸の中に戸主のほか、率丁と呼ばれる子・婿・弟・姪などの親戚や雇工・婢夫などの家内雇用人が含まれ、これらの戸主以外の同居人の多少にかかわらず、各戸は均等の負担を負っていた。特に、両班が多く居住する慶尚道・全羅道・忠清道の下三道と北方の国境地帯に位置する咸鏡道の六鎭地方では土豪たちが自分の家の周りに長大な垣根（長籬）を張り巡らし、その中に数個の家戸を別に構えながら、一戸分の負担のみを負っていた。そこで軍額の増強を目指す世祖は、長籬の中に潜む家戸を搜括するため、号牌法と呼ばれる戸籍調査を実施した。当時は三年に一度作成する戸籍を基にして六年に一度軍籍を作成していた。世祖の当初の意図は、戸単位の原則を守りつつ、主に長籬内で軍役を免れていた家戸を搜括せんとするにとどまっていたが、戸籍調査の実施過程でより多数の軍戸を獲得せんとした末端官吏たちは、戸単位の原則を無視し、各家戸内の率丁を軍役の直接の対象者として把握していった。こうして戸単位の奉足制は崩壊し、成人男子二丁を一戸とみなす人為的、且つ法制的な単位である「保」が新たに創出されたのである。このいわゆる保法では、幾つかの保が組み合わされ、その内一人が正軍、残りが奉足と

された。その組合せは多少の変化を被りつつ、1470年（成宗元年）に軍役の種類に応じて三保（正軍を出す一保と奉足となる二保、すなわち正軍一人と奉足五人）・二保（正軍を出す一保と奉足となる一保、すなわち正軍一人と奉足三人）・一保と一丁（正軍一人と奉足二人）、の三種類が決定された。いうまでもなく、この内、富裕な階層ほど奉足を多く与えられ、その該当者数は少なく、逆に貧寒な階層にはより少ない奉足しか与えられず、その該当者数は多かった。この保法では、中央の次元では戸単位の原則を守ろうとする議論が無くはなかったが、末端の胥吏の恣意的な運営により、恐らくは経営主体として成立していたと見られる戸が無視され、保は丁数を計算する便宜的な単位となってしまった。その結果、軍役負担者の戸の労働力は減少し、経済的負担も増大し、農業経営に大きな支障を来す原因となったのである。例えば、正軍を出す戸に戸主も含め四丁いた場合、仮に二丁は自戸の奉足とされても、残りの一丁は他戸の奉足とされるし、末端の胥吏の恣意により二丁も他戸の奉足とされ、他戸の丁が自戸の奉足とされる場合も多かった。正軍を出せない弱体な戸の場合には、父子三丁が全て別々の戸の奉足とされる場合もあったという。

ちなみに1475年（成宗6年）の統計に、歩兵部隊である正兵と同様に貧寒な階層が当てがわれていたと見られる水軍が、初めて登場しているが、それによれば、全体14万8,449人のうち正兵は7万2,109人（全体の48.6%）、水軍は4万8,800人（32.9%）となっている。正兵と水軍とで全体の81.5%となっているが、このかなりの部分が上で述べた一保一丁、つまり二丁の奉足が与えられていたと見られる。

ともかくも保法の成立に伴い、農民は農業経営を守るべく対策を講じねばならなくなった。そして農民のとった方法は、代りに軍役に就いてくれる者を搜し、一定の代価を綿布で支払うことであった。このような「代立」現象が保法成立後より始り、徐々に一般化していった。これを可能にした条件の一つとして、成宗代初めより上京した軍士は、戦闘行為ではなく、種々の土木事業に使役されるのみとなっていたことが指

摘されている。こうして代立現象は番上軍人自身の便宜的選取により始まった。だが、成宗末年頃より中央各官庁の胥吏たちが軍人たちに代立を強要するようになる。そして、代立価格は当然のごとく引上げられていった。国家は代立価格を低いレベルで公定しようとしたが、ほとんど実効性を持たなかった。こうして軍役は「代立制」の発生を経て、やがて綿布を納めるのみの「納布制」へと変化していった。その綿布は、一部は官庁の費用や代立人の雇用費へとまわされたが、当然の如くかなりの部分は胥吏たちやこの不正なメカニズムへ関与する有力官僚たちの手元に吸上げられていった。貢納制における防納の発生とほとんど同時期に、類似の現象が軍役制度においても発生したのである。

上記のごとき地租の低額固定化と貢納・進上の増加及び軍役の布納化、すなわち国家財政収入の一方における減少と他方における増加という合法的枠内におけるパラドキシカルな現象の同時進行、さらに胥吏、商人、及びそれらを保護する中央政界の有力者を中心とした防納、及び防納とほぼ類似のメカニズムを持つ軍役の強制的布納化という不法的な収奪の無際限の増加は如何に理解すべきなのか。特に軍役の布納化、強制的布納化の進行は、軍事力の弱体化をもたらした、いや、誤解を恐れずより端的に言えば「軍隊の消滅」という、まことに国防上の戦慄すべき事態を現出させていたのである。宋代以降の中国を模範とするならば、布納化による資金を財源とし、人員数は国民皆兵制度より劣るものの質的に勝る傭兵制度へと移行すべきところであるが、そうはならなかった。その結果、十六世紀末期に日本軍の侵攻を受けた際には一旦は壊滅的とも言える打撃を被ったのである。

III、士林派と勲旧派

一、研究史

十五世紀の後期、成宗代、すなわち上記の変化が起きた時代には、政治史においても特筆すべき変化が起きている。勲旧派と士林派との対立がそれである。既にこの問題に関しては李泰鎮氏の著名な研究がある。⁽¹¹⁾ 李泰鎮氏の見解

は凡そ以下の如くである。李朝成立後の十五世紀に当時の東アジアにおいて最も先進的な農業技術体系であった中国の江南地方の農法が朝鮮に導入されていく。地方の中小地主であった士林派は積極的に農業技術の改良に取り組み、生産力を向上させていくが、その生産力水準に適合的な地域における新たな倫理秩序模索の必要性に逢着した。その結果、自己陶冶のために中国の宋代に生まれた新儒教、朱子学の最も核心部分である性理学を本格的に受容するとともに、その精神を具体化した地方統治手段である社倉制・郷約・郷射禮・郷飲酒禮などを積極的に導入していった。他方、李朝建国以来の中央の政權担当者はその地位を利用した私利追及を図り、勲旧派と呼ばれる特權的身分を形成していった。士林派は先進的農業技術の導入に基づく経済的実力の蓄積を基盤として、徐々に中央政界に進出していき、性理学の政治理念である「公道」、**「理」**の実現を掲げ、勲旧派の私的利益追及を**「非理」**行為として批判していった。こうして追込まれた勲旧派の士林派に対する政治的報復が四度に及ぶ流血の弾圧、いわゆる土禍(燕山君4年・1498年の戊午土禍、燕山君10年・1504年の甲子土禍、中宗14年・1519年の己卯土禍、明宗即位年・1545年の乙巳土禍)であった。

李氏の研究に対して、この時期における顕著な農業技術の発展とそれがこの時期に起きている社会変動に何等かの影響を及ぼしたことを大方の研究者が認める一方で、公道を唱えた士林派が善で私的利益の追及に汲汲とした勲旧派は悪とする図式に対して疑問が出されている。すなわち十五世紀前半の王權の最も安定していた世宗代の事業であるハングルの創製を初めとした数々の民族文化への寄与も否定的な評価を受けざるを得なくなるのではないか、高麗から李朝への易姓革命時に士林派に繋がる易姓革命反対派と勲旧派に繋がる易姓革命賛成派とに分かれるが、易姓革命賛成派のほうが身分的にも経済的にもより弱者の側に近かったのではないか、また十六世紀後期に士林派が政權を握るが、この時期に表面化していた農村の疲弊と無数の中央での政争と郷村での民乱、そして十六世紀末期から十七世紀初めにかけての日本、女真族

の侵略をやすやす許したことなどを如何に説明すべきなのか、といった類である。⁽¹²⁾

大方これらの批判に共通しているのは、公道を掲げるのは別に士林派に限ったわけではないのだから、もっと公道の内容を明確化、具体化すべきであるということであろう。李氏は士林派の公道は中小地主としての公道であるともいうが、この中小地主の社会構造上の位置が明確化されないままのため、概念規定にやや明晰さを欠く憾みが残るのである。また士林派と勲旧派の内容規定とも絡むもうひとつの問題は「人脈の系譜」と「思想の系譜」との区別が厳密に為されていないことである。李朝開国期～十五世紀前期の中央政界の政権担当者を勲旧派、地方の中小地主を士林派などと呼ぶのが果たして妥当かどうか疑問が残るところであろう。特にこの時期の士林派の系譜に位置する人々に後の時期のごとき勲旧派とは異なる明確な政策的志向性があつたとはいいがたいのではなからうか。

とはいえ沈滞状況にあつたこの時期の政治史、思想史研究に生産力的視点を導入した李泰鎮氏の研究は高く評価されてしかるべきであり、上記の問題は開拓期の研究に避けられない性質の問題で、むしろ後の研究により一層、内容の厳密化、豊富化が図られねばならないものとして受け止められるべきであろう。本論では以上の研究課題に直接取組む余裕も能力も無いが、上に述べきった国家収取体系の変容という観点との関連において、この問題を検討してみたい。

二、私と公

地租の低額固定化傾向は十五世紀後期、成宗代に表面化してくるのだが、実はこの時期に土地制度においても大きな変化が表面化していた。すなわち農荘の発達である。李朝では、高麗後期における農荘の拡大と国家財政の破綻に鑑み、農荘の発達を極力抑制していたが、再び成宗代より農荘が拡大してきたのである。この農荘主たちは土地所有者にかけられる地租の軽減を求め、地租の年分法を利用し、低額固定化を実現していったのである。そして農荘内の農

民は貢納、軍役、徭役なども本来負担すべきであつたが、その農民を奴婢身分として免れさせたり、そうでない場合も事実上種々の国役負担から免れさせる場合が多かつた。⁽¹³⁾ かくのごとき農荘発達の主役は地主一佃戸制に基礎を置く士林派系の人士も多く含まれていて、中央政界にて実権を握る勲旧派もまたソウルに居住しつつ、全国各地に飛地的に存在する農荘をもち、自己の保持する奴婢等を使い管理させていたが、彼らは李朝建国後に特権的な地位、身分を維持するために、京畿道内に収租権を与えられた私田を保持し、これを主要な財政基盤としていた。ところが地方における農荘の発達に伴つて表れた地租の低額固定化傾向は、国家財政の減収をもたらしたのみならず、勲旧派の主要な財政基盤たる収租収入をも減少させたのである。やがてこの収租権を持つ私田自体が十六世紀なかば（1555～56年頃）に完全に廃止されるに至る。⁽¹⁴⁾ この時期は士林派が漸次的に勲旧派に対抗する新たな一大勢力に成長し、より先進的な農法に基づく地主一佃戸制に基礎をおく彼らは収租権収入にたよらずとも自己の身分、地位を維持しうる地代収入を獲得しえたものと推定される。ともかく、士林派と勲旧派とはこの点において明確に対立し、士林派の「私」拡大は、国家＝全体の財政的基盤を危うくし始めていた。

こうして国家財政に生れかねない不足分を補充する必要が生れる。国政担当者は当然のごとく貢納品の増大をはからねばならない。政治的な反対派であれ、集権的官僚制形態をとる統一国家を前提とする限り、その増税が奢嗜的な目的に消費されるのでない限り、この増税には同意し得よう。だが先に防納について述べた如く、貢納制において合法的な増税を越えて、胥吏を中心とした不法な中間収奪が膨れ上がってきた。そして中央政界の有力者と摘発、処罰を免れようとする胥吏たちの利害の一致により全社会的な規模における不法収奪のメカニズムが成立していたのである。軍役においても類似の現象が起きていた。こうして勲旧派の無制約的な「私利」追及が始まり、その結果中央集権的な国家紀綱は弛緩、解体していった。⁽¹⁵⁾

なお、主に勲旧派の所有する取租権を与えられた私田に対する制限、制約は、成宗代からではなく、じつは李朝成立前夜の科田法から始る一貫した流れでもあったので、地租の低額固定化を、上記のごとき成宗代以降に顕在化する士林派と勲旧派との対立から見ようとする考えに疑念が提出されるかもしれない。科田法では取租額は全収穫高の10%であったが世宗代の田制改革(1444年)では5%に低下させられたし、その後も科田法以降、取租権はほぼ世襲されていたのが、取租権の分与を現職官僚に限定する職田法(1466年)へと移行し、職田自体も先に述べた如く十六世紀半ばには消滅してしまう。また取租権を与えられた土地と取租権者との直接的な関係が徐々に断ち切れ、取租を官が行ない、徴収した租を取租権者に官が支払う官収官給法の成立(1478年)によって取租権が完全に俸禄化してしまう。この一連の過程は私田を主に分与される勲旧派に連なる派閥の「私」が抑えられ、制約が強化される過程でもあるが、それでは成宗代より以前に士林派に連なる派閥が勢力を拡張していたかといえは必ずしもそうではない。

地域社会における自己の利益代表機構である郷所は、成宗代の士林派による復立運動以前は、設立、廃止を繰り返しつつも主に禁圧される状態にあったし、農莊もかなり抑圧された状態にあった。勲旧派に連なる派閥も士林派のそれも共に、十五世紀の前期は全体の公共的目的のために「私」を強く抑制していたと言えそうである。十五世紀の前期は全体として中央集権化が比較的、全社会的規模での同意を得て強く推進されていた時期で、十五世紀後期以降とは区別されねばならないようである。

ともかくも合法的、非合法的な取奪の主たる対象となる良人農民はやがて負担に耐えられず、流亡化の道を歩み始めた。その行着く先は、死亡する場合を除けば、税負担を免れる身分であった僧侶になるか、官奴婢となるか、または農莊に逃れ農莊主の私奴婢となるかであり、最後の私奴婢となる場合が圧倒的多数であった。⁽¹⁶⁾そして良人農民の逃亡の結果は、残ったより少ない人数による税の負担であった。以後、

かくのごとき悪循環を繰り返し、良人農民の流亡化は時代を下る毎に加速化されていくことになる。その結果は、国家歳入の減少、軍隊の消滅という、まことに戦慄すべき事態の現出であった。だが、支配階級の私的な利益は損失を被るどころか、一般的に公道の追求者とみなされている士林派の場合でさえ私的利益を拡大していたことは、注意を要しよう。しかし支配階級で、集権的官僚制形態をとる統一国家を前提とする者であれば、自己の私的利益の追及のみならず、自己の私的利益を最終的に保証してくれるはずの公的、国家的な枠組みが何等かの形で必要であることを意識せざるを得ない筈である。自己の私的利益を守るために、それを保証してくれるはずの公的、国家的機構を破壊してしまいかねない無制約的な私的利益追及は断固批判されねばならない、自己の私的欲望を抑えてでも国家的負担を担う一定数の良人が確保、保護されねばならないはずである。言い換えるならば、私と公とは、また集権と分権とはあるレベルにおいて統一され、一定のバランスを達成せねばならないのである。勲旧派の私的利益追及と士林派の公道の強調とそれに基づく勲旧派批判とは、このような文脈の中で理解されねばならないのではなからうか。

三、国家收取体系変容の契機

最後に十五世紀後期より国家收取体系に大きな変化が起きたのは何故か、という問題に言及しておきたい。さきほど指摘した李泰鎮氏の研究によれば、この問題も農業技術の発達と関連づけて言及されている。すなわち先進的な農業技術を積極的に導入していった士林派は獲得した経済力を背景として、中央政界への進出をとげたが、他方勲旧派は士林派によって獲得された富をさまざまな方法により自己の側に手操り寄せた⁽¹⁷⁾とするのがそれである。これも納得しうる要因のひとつであろう。だがこれだけであろうか。

防納、軍役の強制的布納化において、主役となっている中央諸機関の胥吏の個人的動機もまた要因のひとつとして指摘されうるかもしれない。すなわち、胥吏には給料らしきものが与え

られておらず、不正な方法によって生活の糧を獲得せざるをえないため、他の人間には知り得ない自己の実務上の知識、能力を生かし、上記の不正を実行していったというものである。⁽¹⁸⁾だが、胥吏の無給と専門的な実務知識を生かした不正は、胥吏の発生と共に古くからある特性と言ってもよいもので、ほかならぬこの時期に何故、という問題への解答とするには不十分であろう。

確かに、常に胥吏の不正は一定程度は社会的に公認されている。だがその公認の枠を越えた不正は当然、摘発、処罰の対象とされるはずである。しかしある条件の下ではこの摘発、処罰はなされにくいということもありえそうである。そして不正を摘発する主体と言うべき権力担当者が無制約に私利追及を図り、胥吏たちと利益を分かち合うことにより、彼らの不正を黙認、あるいは摘発から免れようよう積極的に保護を与える時、その危惧は現実のものとなる。十五世紀後期以降の勲旧派の執権期はまさにその様な時期であったと思われる。しかし、権力担当者に自己の利益の最終的保証とも言うべき軍事力の弱体化、いや消滅化さえをももたらした、ほとんど無制約的な私利追及に走らせた原因は何であったか。それは先に軍事力の変容に就いて言及した際にさり気なく示唆されていた。世祖代は北方の女真族との緊張増大により、軍事要員の増大が目指されたが、成宗代以降には一般の軍人は戦闘行為ではなく、専ら土木工事に使役されていたといわれており、これは成宗代以降における国際環境の平和化を意味している。成宗代以降、日本、女真族との関係は比較的平和となってくる。しかも最大の隣国たる中国との関係では、別稿において指摘した如く、倫理的色彩が濃厚であり、上下の関係にあるとはいえ、実質的には中国との軍事的、政治的、経済的同盟関係といえる冊封体制の中に入ったのである。⁽¹⁹⁾この冊封体制の中に入ることにより、中国との関係を安定化させたのみならず、第三国からの侵略に対して中国の軍事力を借り得たのである。そして実際にも十六世紀末期に日本の侵略を受けた際、明の援軍派遣となった。このような国際環境に対する考慮抜き

には、この時期の変化を理解し得ないのではなかろうか。

IV、結びに代えて

一般に「公道」の実現を目指したと理解されてきた士林派も、十五世紀前期と比較するならば、「私」を拡大しており、その「私」を保証するための公的、国家的機構の実現を目指していたのである。問題はその私と公、言い換えるならば分権と集権とをどの程度のバランスの上で実現するかにあった。国防、軍事力が公的機能の要、中心の一つであるのは言うまでもないが、これをどの程度の規模において必要とみなすかは、国際環境に対する認識に大きく依存している。逆に言えば、国際環境への認識、外国の侵略を受ける危機感の度合いの強弱にしたがって、士林派人士の中でも公道の内容は異なってくるであろう。士林派とても一様ではなく、かなりのバリエーションがありえる。十六世紀後期の士林派政権の成立後、まもなく士林派内部にて、東人と西人とに分裂し、その後も各派内において細かく内部分裂を遂げていくが、この過程は従来単純に支配階級の無意味な政争として否定的に理解される傾向にあった。だが近年、政策上の原則を持つ派閥間での争いは肯定的に評価せねばならないとして、政治史研究にきわめて正当な提言がなされている。⁽²⁰⁾だが、そのためにも各派閥の政治的方向性、政策を当時の全社会構造の中で位置づける作業が必要とされよう。

既に別稿において輪郭のみ触れたように⁽²¹⁾、西人の祖とみなされる李栗谷は国際環境に対して強い危機感を抱き、国内政策でも地主である士林派の私的利益を大きく制約する改革構想を提示し続けていた。それに対し、東人の祖とされる李退溪は国際環境に対して、李栗谷ほどには危機感を抱いていなかったようで、国内政策でも微温的な、現状維持的な発言に傾いていた。今後、李栗谷の社会改革構想を、李退溪、また同時代の碩学たちのそれとの比較を念頭に置きつつ検討を加えたい。

註

- (1) 辺英浩「李栗谷の郷村，地域編成論－朱子との比較を中心に」『朝鮮史研究会論文集』29号，1991年10月・「権力論における李栗谷と朱子－朝鮮・中国官僚制の思想史的比較試論」『神戸大学 史学年報』6号，1991年5月。
- (2) 李丙焄『栗谷의 生涯와 思想』(瑞文文庫，1973年，ソウル)は一般的には，画期的と評価されるが，構造的把握には程遠い。
- (3) 浜中昇『朝鮮古代の経済と社会』第七章(法政大学出版局，1986年)参照。
- (4) 宮嶋博史『朝鮮土地調査事業史の研究』東京大学東洋文化研究所，1991年2月，177～180頁・210～212頁。
- (5) 田川孝三『李朝貢納制の研究』東洋文庫，1974年。金鎖鳳氏の以下の一連の論文参照。「田税制의 改編」(『한국사13』国史編纂委員会，1984年，ソウル)・「貢納制의 解弛」(『한국사12』国史編纂委員会，1984年，ソウル)・「朝鮮初期의 貢物代納制」(『史学研究』22号，ソウル)・「朝鮮前期의 貢物防納에 대하여」(『史学研究』26号，ソウル)。
- (6) 金鎖鳳「貢納制의 解弛」。
- (7) 同上。
- (8) 同上。
- (9) 李泰鎮「軍役의 變質과 納布制實施」，陸軍本部編『韓國軍制史－近世朝鮮前期編－』1968年12月，ソウル。
- (10) 辺英浩「李栗谷の郷村編成論」149～152頁。
- (11) 李泰鎮『韓國社会史研究－農業技術의 發達과 社会變動－』知識産業社，ソウル，1986年4月・『朝鮮儒教社会史論』知識産業社，ソウル，1989年6月。
- (12) 李樹健「兩班社会의 構造와 展開」『韓國学研究入門』知識産業社，ソウル，1981年9月，118～119頁。韓永愚『朝鮮前期社会經濟研究』乙酉文化社，ソウル，1983年7月，487～489頁。
- (13) 周藤吉之「麗末鮮初に於ける農莊について」(『青丘學叢』17号，1934年8月)。
- (14) 宮嶋博史前掲書 143～144頁。
- (15) 諸氏の中に，勲旧派を中心集権派とする記述が散見されるが，中央での権力担当者と言直すべきであろう。およそ集権，分権などは確固たる一貫した政策を持つ場合に使われるべきであり，勲旧派はどちらにも当てはまらないと言うべきであろう。
- (16) 李泰鎮「軍役의 變質과 納付制實施」。
- (17) 李泰鎮『朝鮮儒教社会史論』 88頁。
- (18) 金鎖鳳「貢納制의 解弛」。
- (19) 辺英浩「権力論における李栗谷と朱子」81頁。
- (20) 李泰鎮「黨爭을 어떻게 볼 것인가」『朝鮮時代政治史의 再照明』(李泰鎮編，汎潮者，ソウル，1985年9月)所収。
- (21) 辺英浩「権力論における李栗谷と朱子」。